

保護者の皆様へ ～学校給食費についてご理解をお願いします～

おいしく安全な給食をお子様に提供します

土佐市立学校給食センターでは、衛生管理の徹底、旬の食材を生かしたおいしい献立、調理および学校までの配送への工夫によりお子様においしく安全な給食を提供するため日々、努力しております。

給食費のご負担は法律に基づいています

学校給食は、学校給食法に基づき実施されており、保護者の皆様のご協力により成り立っております。 (学校給食法第6条)

お支払いが困難な場合は！

経済的な事情で給食費の支払いが困難な場合は、就学援助制度が利用できる場合がありますので、学校又は教育委員会までご相談ください。

正当な理由なく未納があれば、法的措置をとることもあります。

口座引落とし日

毎月の口座引落とし日は次のとおりです。よろしくお願いします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
×	15日	12日	10日	10日	×	10日	10日	11日	10日	13日	5日

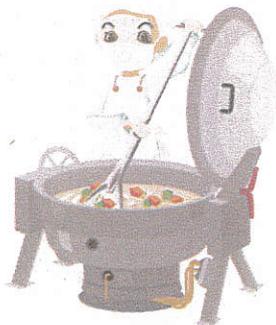
※なお、3月の引落としにつきましては、2ヶ月分(2・3月分)の給食費の引落としとなります。

取り扱い金融機関 (※県内全店舗受付可能)

- ・四国銀行 ・高知銀行 ・愛媛銀行 ・四国労働金庫 ・土佐信用組合
- ・高知信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・土佐市農業協同組合(「土佐市」の農協のみ)

※ 病気等で長期欠席する場合は、給食を停止することができます。

給食の停止を希望される場合は、各学校へご相談ください。



給食費は何に使ってるの？

お預かりした給食費(一食当たり小学校245円、中学校280円(平成28年度))は、毎日の給食に使用する食材の購入費用等となっています。

なお、給食センターの施設設備の修繕費用および備品等の購入費用や人件費は土佐市が負担しております。

給食費の未納があると？

未納があり給食費が不足となった場合、他の保護者の方々のみならず市民の皆様に負担をかけることとなり、給食の運営にも影響してきます。



*** お問い合わせ先 ***
土佐市立学校給食センター
 ☎ 852-3704
 852-4224